

【注釈】

- *1 四国、九州及び南西諸島で生産されたものの輸出は不可
- *2 与那国島で生産されたものの輸出は不可
- *3 北緯30度以南の南西諸島、小笠原諸島、大東諸島で生産されたものの輸出は不可
- *4 ジャガイモ疫病の発生地域で生産されたものでないことが条件になっているが、日本では本病の発生が報告されており、輸出不可
- *5 キプロス向けのものについては果実に葉がついてなく、ブドウネアブラムシに対する栽培地検査又は消毒が必要
- *6
Dendranthema属、ナデシコ属、ペラルゴニューム属は栽培地検査又は消毒が必要
Dendranthema属、ナデシコ属、カスミノウ属、ソリダゴ属についてはトマトハモグリバエが付いていないこと
ラン科の切り花については、ミナミキイロアザミウマが付いていないこと
アスター属、エリギウム属、カスミノウ属、ヒベリカム属、リシアンサス属、バラ属、ソリダゴ属、トラケリウム属については、タバコナジラミが付いていないこと
- *7 キク属は禁止
キク属以外の切り花については、輸入許可証不要
- *8 4月16日～9月30日の期間に輸入される場合は、検査証明書が必要
- *9 奄美諸島、小笠原群島、琉球諸島、トカラ列島、硫黄列島で生産されたものは輸出不可
- *10 (欠番)
- *11 (欠番)
- *12 (欠番)
- *13 FCL(FULL Container Loads)貨物については、植物検査証明書が必要
- *14 イネ科、ネギ属、フトモモ科、ヘリコニア属、ホウキモロコシは不可
- *15 フランス(Brittany)、アイルランド、ポルトガル(Azores)、フィンランド、リトアニア、イギリス(Northern Ireland)は輸出検査が必要、他の国又は地域は検査不要
- *16 収穫期前後を除く期間に限り、インドネシア商務省の許可を得たもののみ輸出可能
- *17 オーストラリア側が輸出地域として指定した地域以外からは輸出不可
- *18 ブーケ及び観賞用の切り葉は輸出検査が必要

※注意事項・ご利用方法

1. 利用上の注意

当早見表に掲載されている情報の正確性については万全を期しておりますが、元となる諸外国の検査規則は変更されることがあり、実際の内容と異なっている場合があります。実際の輸出に際しては、相手国の最新の受入条件の確認をお勧めします。

また、ここで掲げられている検査条件は、各国の植物検査上での要求であり、ここで輸入が可能となっている場合であっても、ワシントン条約やそれぞれの国の他の法令等により輸入が制限される場合があります。

2. 諸外国の輸入許可制度について

輸出相手国の輸入許可に関する照会・手続については、現地輸入者等の関係者を通じて輸入国の農業担当当局または植物検査当局に確認するか、あるいは対象国の在日大使館にお問い合わせください。